

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第15項第1項中「、引き続き在職した期間が1年以上であり」を削る。

別表第4第9号中「であって、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加え、「、「家族」を「家族」に改め、同表第10号中「であって、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。